

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和 7 年 8 月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和 7 年 8 月 定例会

1. 招 集 の 日 時 令和 7 年 8 月 2 5 日 午前 1 0 時

2. 招 集 の 場 所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合

山桑メモリアルホール会議室

3. 開会、閉会の日時 開 会 令和 7 年 8 月 2 5 日 午前 9 時 5 3 分

閉 会 令和 7 年 8 月 2 5 日 午前 1 0 時 5 5 分

4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦

2 番 勝又 一徳

3 番 行橋 千春

4 番 山崎 義貞

5 番 伊東 一成

6 番 平山 政利

7 番 佐藤 悟

5. 欠 席 議 員 な し

6. 地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席者

管 理 者 宮内 康幸

副 管 理 者 平山 富子

会計管理者 布施 美代子

事務局長 戸村 克哉

副主査 郡司 寿一

主査補 嶋根 大介

匝瑳市環境生活課長 岩瀬 哲

多古町生活環境課長 木内 輝芳

横芝光町環境防災課長 平野 和美

7. 職務のため議場に参加した事務局職員の氏名

事務局長 戸村 克哉

副主査 郡司 寿一

主査補 嶋根 大介

8. 議 事 日 程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案の上程

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生
組合職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の
制定について）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生
組合職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制

定について)

議案第 3 号 令和 6 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 4 号 令和 7 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 5 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 提案理由説明

日程第 5 質 疑

日程第 6 討 論

日程第 7 採 決

9. 会議に付した事件

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第 3 号 令和 6 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 4 号 令和 7 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 5 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合火葬場の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

10. 議事の経過

【開会：午前 9 時 53 分】

佐藤議長 本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和 7 年 8 月定例会に御参集
いただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、人事異動に伴い、会計管理者が変わられておりま
すので、自己紹介をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、自己紹介をお願いします。

布施会計管理者 よろしくをお願いします。

布施会計管理者 4 月 1 日の人事異動で会計管理者に着任しました、布施と申します。よろ
しくをお願いいたします。

佐藤議長 以上で、会計管理者の自己紹介が終わりました。

本日は全員出席でございます。会議は成立いたしました。

それでは、これより匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和 7 年 8 月定例
会を開会いたします。本定例会に地方自治法第 121 条の規定に基づく
議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名
を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。よっ
て、配付いたしました印刷物により御了承願います。議案の配付漏れは
ございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 それでは、直ちに会議を開きます。

日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日 1 日限りとしたいと思いますが、
これに御異議ありませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、本定例会は本日 1 日限りといたします。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 79 条の規定により議長が指名いたします。

3 番行橋千春議員と 5 番伊東一成議員の両名を指名いたします。

日程第 3、これより議案第 1 号から議案第 5 号について一括上程いたします。

日程第 4、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いします。

宮内管理者 議長。

佐藤議長 管理者。

宮内管理者 皆様、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和 7 年 8 月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、大変ご多忙の折にもかかわらず、ご参集を賜り、心から感謝申し上げます。

また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議案 5 件のご審議をお願いいたしますが、提案理由を申し上げる前に、当組合の施設の概況をご説明申し上げます。

はじめに、山桑メモリアルホールにつきましては、平成 14 年 4 月の稼働開始から 24 年目を迎えており、設備等の老朽化が進んでいるため、昨年度は同時刻に受け入れできる件数を 2 件から 1 件に減らし、火葬した塵や灰を集める電気集塵機の 2 系統の内一系統を修理し、今年度の 5 月末から 6 月上旬でもう一系統を修理いたしました。

今後も、計画的に施設の維持管理を行いながら、地域住民の皆様が、安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

また、一般廃棄物最終処分場につきましては、「一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了から廃止までの維持管理計画」を県へ提出し、計画に基づき維持管理を実施しております。昨年度は、一般廃棄物最終処分場に設置してあります浸出水処理施設制御盤改修工事を実施いたしました。

廃止に向けての維持管理に努めているところです。

それでは、本定例会に提出いたします 議案第 1 号から議案第 5 号につきまして、ただ今からその提案理由を申し上げます。

議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 292 条の規定において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 18 日に専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 292 条の規定において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 18 日に専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第 3 号、令和 6 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

本案は、令和 6 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 292 条の規定において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第4号、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算
(第1号)について

本案は、歳入歳出それぞれ3,260万円を追加し、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億210万4,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第5号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、歳入確保のため、葬祭施設の使用料を改正いたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、議案第1号から議案第5号までの提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議をいただき、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長

管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

日程第5、これより質疑に入ります。

はじめに、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長

議長。

佐藤議長

事務局長。

戸村事務局長

それでは、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について) ご説明いたします。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例につきましては、匝瑳市職員の給与に関する条例を準用しております。

匝瑳市の「地域手当」につきましては令和7年3月定例会にて制定されており、2月6日に開催いたしました当組合議会3月定例会に、「匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例」を制定させていただきましたが、「地域手当」につきましては、除いた状況になって

おります。

4枚目の新旧対照表をご覧ください。第3条（高齢者部分休業取得中の給与）、「及び」を「並びに」に改め、「これに対する」の次に「地域手当及び」を加えます。

議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、令和7年3月18日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

以上で説明を終わります。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。質疑を行います前に予め申し添えます。会議規則第48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑につきましては、議案の範囲とし、重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願い申し上げます。それでは、質疑を許します。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 匝瑳市職員の給与条例の改正に伴い、地域手当の文言を追加することですが、多古町と横芝光町での条例の制定状況を教えて下さい。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えします。匝瑳市は令和7年3月定例会、令和7年3月18日に制定されています。横芝光町も同じく令和7年3月定例会、令和7年3月18日に制定されています。多古町も同じく令和7年3月定例会、3月19日に制定されています。

伊東議員 分かりました。

佐藤議長 他にございますか。

（「なし」の声）

無いようですので、議案第1号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号、「専決処分の承認を求めることについて（匝

瑛市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 それでは、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（匠瑛市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について）ご説明いたします。

匠瑛市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例につきましては、匠瑛市職員の給与に関する条例を準用しております。

匠瑛市の「地域手当」につきましては令和7年3月定例会にて制定されており、2月6日に開催いたしました当組合議会3月定例会に、「匠瑛市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例」を制定させていただきましたが、「地域手当」につきましては、除いた状況になっております。

4枚目の新旧対照表をご覧ください。第3条（修学部分休業取得中の給与）、「及び」を「並びに」に改め、「これに対する」の次に「地域手当及び」を加えます。

議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、令和7年3月18日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

以上で説明を終わります

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

佐藤議長 質疑ございませんか。

（「なし」の声）

佐藤議長 無いようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第3号、「令和6年度匠瑛市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 それでは、議案第3号、令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。

事前に配布させていただきました令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書並びに主要な施策の成果に関する説明書に基づきましてご説明いたします。まずは決算書をお開き下さい。

2ページ3ページは歳入、4ページ5ページは歳出を、令和6年度の決算全体を記載してございます。7ページをご覧ください。

令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の事項別明細になります。こちらについてご説明いたします。8ページ、9ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

歳入1款、分担金及び負担金。予算現額1億1千320万3千円に対しまして、収入済額1億1千320万3千円、収入率は100%です。

構成市町別の内訳につきましては、備考欄のとおりとなります。

匝瑳市の負担額6千265万4千円、負担率は55.3%、多古町の負担額2千767万9千円、負担率は24.5%、横芝光町の負担額2千287万円、負担率は20.2%です。

2款、使用料及び手数料、予算現額1千767万2千円、収入済額1千887万4千968円、収入率は106.8%でございます。

使用料の内訳につきましては、備考欄に記載のとおりです。火葬料金、式場、遺族控室等の使用料です。

3款、国庫支出金、予算現額43万5千円、収入済額35万6千400円、収入率は81.9%です。

4款、財産収入、予算現額7千円、収入済額2万2千867円、収入率は326.7%です。こちらは、財政調整基金の利子です。

5款、繰入金は財政調整基金からの繰入金で、予算現額2千500万円、収入済額1千200万円となります。10ページ、11ページをご覧ください

さい。

6款、繰越金、予算現額709万1千円、収入済額724万253円、収入率は102.1%です。こちらは、令和5年度からの繰越金です。

7款、諸収入、予算現額21万6千円、収入済額32万7千025円、収入率は151.4%です。こちらにつきましては、当施設に設置されている自動販売機の電気使用料などとなります。

歳入合計は、予算現額1億6千362万4千円に対しまして、収入済額1億5千202万4千513円、収入率は92.9%です。

以上が決算書、歳入のご説明です。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。支出済額が概ね100万円以上、又は特に説明が必要な事項についてご説明いたします。

12ページ、13ページをご覧ください。1款、議会費、予算現額12万4千円、支出済額9万5千896円、執行率は77.3%です。

2款、総務費、予算現額6千492万6千200円、支出済額6千339万5千377円、執行率は97.6%です。1項1目、一般管理費の内1節、報酬の支出済額163万4千256円は、パートタイム会計年度任用職員の給料です。2節、給料の支出済額3千280万6千713円は、特別職と職員の給料です。3節、職員手当等の支出済額1千624万6千925円の内訳につきましては、右側の備考欄に記載してありますとおり、扶養手当や通勤手当、期末・勤勉手当等です。4節、共済費の支出済額875万8千944円は、職員の共済掛け金等です。13節、使用料及び賃借料の支出済額116万4千414円の内訳につきましては、備考欄記載のとおりで、主なものは財務会計システムリース料です。

14ページ、15ページをご覧ください。

2款2項1目、監査委員費、予算現額2万7千円、支出済額2万3千108円、執行率は85.6%です。

3款、衛生費、予算現額9千627万6千506円、支出済額7千994万6千529円、執行率は83.0%です。1項、火葬場事業費、予算現額7千12万8千339円、支出済額6千652万2千474円、執行

率は94.9%です。10節、需用費の支出済額、5千914万1千645円につきましては備考欄記載のとおりとなります。修繕料につきましては、主要な施策の成果に関する説明書で後ほどご説明いたします。

12節、委託料の支出済額568万5千306円につきましては、備考欄記載のとおりですが、当施設運営にあたりましての各種委託料です。

主なものとしたしましては、施設の定期清掃業務委託料及びベーパーライザー点検整備業務委託料です。液化石油ガスを気化させる装置であるベーパーライザーの3年に1度の点検となります。

13節、使用料及び賃借料の支出済額、134万6千575円につきましては、17ページの備考欄記載のとおり、斎場予約システム賃借料が主な内容となります。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

3款2項、清掃事業費についてご説明いたします。予算現額2千614万8千167円、支出済額1千342万4千55円、執行率は51.3%です。10節、需用費の支出済額140万8千85円こちらにつきましては、令和3年度から最終処分場の維持管理費用となりますので、主な支出は光熱水費となります。修繕料につきましては、主要な施策の成果に関する説明書で後ほどご説明いたします。

12節、委託料の支出済額754万5千120円につきましては、備考欄に記載のとおりですが、最終処分場の維持管理業務やそれに伴う各種分析調査等となります。

14節、工事請負費の支出済額438万9千円につきましては、一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設制御盤改修工事を実施しております。

続きまして、18ページ、19ページをご覧ください。

歳出合計の当初予算額1億5千703万3千円、補正予算額659万1千円、予算現額計1億6千362万4千円に対しまして、支出済額は、1億4千343万7千802円、執行率は87.7%となります。

次に、21ページをご覧ください。令和6年度実質収支に関する調書についてご説明いたします。22ページをご覧ください。

1. 歳入総額1億5千202万4千513円、2. 歳出総額1億4千343万7千802円、3. 歳入歳出差引残額、858万6千711円、4. 翌年度へ繰越すべき財源についてはありません。5. 実質収支額、858万6千711円、6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、450万円です。23ページが、令和6年度財産に関する調書です。24ページ、25ページをご覧ください。

1. 公有財産、令和6年度におきましては土地、建物の移動はありませんでした。土地の決算年度末現在高が4万6千431.33㎡、建物の決算年度末現在高が2千877.92㎡となります。26ページをご覧ください。2. 物品につきましては、老朽化のため炉内台車運搬車を、新台に交換したタイミングで、1台不用と判断し減らしております。27ページをご覧ください。次に、3. 基金について、ご説明いたします。(1) 財政調整基金、前年度末現在高2億2千512万3千235円、決算年度中増減高マイナス397万7千133円、決算年度末現在高2億2千114万6千102円となります。続きまして、29ページをご覧ください。令和6年度地方債に関する調書でございますが、30ページに明記させていただきましてとおり、起債の償還はすべて終了しておりますので、明細はございません。決算書に関しましては以上でございます。

続きまして、令和6年度主要な施策の成果に関する説明書についてご説明いたします。主なものといたしましては、歳出の第3款の内容となります。1・2ページは概要となります。3ページをご覧ください。

1 施設名、山桑メモリアルホール、2 火葬炉、4 基、3 職員数等、事務職員として4名、うち一般職員3名、会計年度任用職員1名、受付火葬職員8名、うち一般職員1名、会計年度任用職員7名です。

火葬場の利用実績については、合計で1,158件、前年度に比較し2件の増です。式場利用実績については、合計で19件、前年度と同件数です。主な修繕補修等につきましては、(1) 火葬炉設備の修繕を行いました。(2) 浄化槽設備の修繕を行いました。(3) 電気関係修繕を行いました。こちらは各種照明器具及び井戸ポンプ用動力盤修繕になります。(4)

その他の修繕といたしまして、法面補修工事、電気湯沸器及び底上裏修理等を実施いたしました。

続きまして、清掃事業についてご説明いたします。

令和５年度に、最終処分場の廃止に向けての「一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了から廃止までの維持管理計画」を千葉県へ提出し、計画書に基づいて維持管理業務を行っております。

主な修繕補修等につきましては、ホイールローダ特定自主検査及び浸出水処理施設等の修理を行いました。その他につきましては、最終処分場の維持管理に必要な修繕を行いました。工事関係につきましては、浸出水処理施設制御盤改修工事を実施しております。

４ページをご覧ください。公金管理運用状況となります。

令和６年度当初は、千葉銀行とちばみどり農業協同組合へ１億円ずつ、計２億円を定期として運用しておりましたが、会計監査委員より運用を検討するようお話がございました。前会計管理者と相談の上、ちばみどり農業協同組合の定期が満期になったことから、５千万円を６カ月定期、５千万円を普通預金へ移しました。普通預金の５千万円につきましては、令和７年度予算の繰入金として３千万円、残りの２千万円の内、１千９９万９千６５２円で国債を購入いたしました。公金管理運用状況につきましては、以上となります。

続きまして、令和６年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。去る７月９日、当組合山桑メモリアルホール会議室に於いて、石井代表監査委員及び山崎監査委員に決算にかかる書類審査を受け、総論のとおりご意見をいただきましたので、ここにご報告いたします。以上で説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤議長
伊東議員
佐藤議長
伊東議員

事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します議長。

５番、伊東一成君。

決算書の１３ページ、一般管理費の報酬で会計年度任用職員報酬につい

て、予備費からの充当もあり大きな変動があったようですが、会計年度任用職員給料との違いと予備費充当の理由を教えてください。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 令和５年度まで、フルタイムで火葬作業をしていただいた会計年度任用職員が、任用の更新時に、体調が思わしくないこともあり週３日勤務のパートタイムにして頂きたいとの申し出がありました。組合の「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」につきましては、匝瑳市の例規を準用しており、パートタイム会計年度任用職員の給与は報酬により支払うことになっております。また、令和６年度の当初予算には、間に合わなかったため、９月補正までは予備費より充当して支払っておりました。

伊東議員 議長。

佐藤議長 ５番、伊東一成君。

伊東議員 パートタイム会計年度任用職員は何名だったのでしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 １名でした。

伊東議員 分かりました。

佐藤議長 他にございますか。

（「なし」の声）

佐藤議長 無いようですので、議案第３号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第４号、「令和７年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 それでは、議案第４号、令和７年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。まず、今回の補正予算

のうち、起債について経緯をご説明いたします。令和6年10月に各市町の財政担当者により、令和7年度予算査定が行われました。その時点で、負担金を下げしてほしいとの指示がございました。県へ相談いたしましたが、千葉県内の火葬場からの申請は前例がなく、借り入れできるか明確な返事をいただくことはできませんでした。当初予算は、起債を借入せず、3千万円を財政調整基金より繰り入れる予定となっております。令和7年5月時点で起債協議書を提出するに当たり、予算書に起債借入額が載っていないと、借入ができないことから、今回の補正で組合債として載せることとなります。

また、今回の補正では、起債借入対象である火葬炉設備修繕及び外壁改修工事等の金額が決定していないため、負担金の清算をすることができず、起債借入分が歳入超過となることから、一時的に積立金として金額を計上しております。起債の経緯につきましては、以上となります。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3千260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億210万4千円とするものでございます。第2条につきましては、今回初めて起債を借入いたしますので、「地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表、地方債」による」が追記されます。2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましては、5款1項の基金繰入金、マイナス3千万円といたします。8款1項の組合債、6千260万円を補正額として計上し、歳入合計2億210万4千円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出につきましては、2款1項、総務管理費、補正額1千451万5千円、3款1項、火葬場事業費、補正額1千708万5千円、3款2項、清掃事業費、補正額100万円、歳出合計2億210万4千円とするものでございます。4ページをご覧ください。

第2表、地方債につきましては、起債の目的は、公共施設等適正管理推進事業費となります。限度額は、6千260万円となります。

次ページ、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明書をご覧ください。7ページ・8ページにつきましては、明細書の総括となっております。9ページをご覧ください。まず、歳入につきましては、5款1項1目、繰入金、補正額マイナス3千万円といたします。8款1項1目、組合債、補正額6千260万円を一般会計に計上するものでございます。続きまして、10ページをご覧ください。歳出といたしまして、2款1項1目、一般管理費、補正額1千451万5千円の内訳といたしましては、1節、報酬マイナス163万5千円、2節、給料459万6千円、3節、職員手当等95万1千円、4節、共済費93万9千円、8節、旅費マイナス7万8千円、12節、委託料8千円、18節、負担金補助及び交付金59万3千円。こちらにつきましては、3月末日でパートタイムの会計年度任用職員が1名退職となり、また、フルタイム会計年度任用職員を2名雇用した不足額を補正いたします。24節、積立金914万1千円。こちらにつきましては、歳入超過分となります。起債の額が決定しておりませんので、現時点では負担金の清算ができません。一時的な計上となります。3款1項1目、火葬場事業費、補正額1千708万5千円の内訳といたしましては、10節、需用費、修繕料71万5千円。こちらにつきましては、非常放送設備緊急修理による不足額346万5千円から底上裏修繕の内容を精査した結果、外壁工事請負費に加算したことによる不用額275万円を差し引いた額71万5千円を補正いたします。13節、使用料及び賃借料75万円。こちらにつきましては、防犯カメラリース月額15万円の3ヶ月分とLED照明リース料月額30万円の1ヶ月分となります。防犯カメラにつきましては、防犯対策だけではなく、火葬及び葬儀の進行の確認にも使用しており、老朽化により22台中11台が故障しているため、業務運営に支障をきたしております。また、LED照明につきましては、全ての一般照明用の蛍光灯は、2027年末までに「全ての「製造」および「輸出入」を禁止する」ことが合意されています。蛍光灯の価格上昇、入手が困難になることが想定されるため、LED照明への切り替えの補正をいたします。14

節、工事請負費、外壁改修工事費 1 千 5 6 2 万円。こちらにつきましては、底上裏修繕の内容を精査した結果、内側の腐食が激しく、傷んでいる箇所が当初より広範囲となったためです。また、外壁工事に使用する足場を共用することにより、経費を抑えることができるため、増額補正をいたします。3 款 2 項 1 目、清掃事業費、補正額 1 0 0 万円。1 2 節、委託料、汚泥処理業務委託料 1 0 0 万円。こちらにつきましては、一般廃棄物最終処分場水処理施設の堆積汚泥の収集・運搬及び処分の費用となります。1 1 ページ以降につきましては、補正予算給与費明細書となります。1 4 ページをご覧ください。地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書となります。当該年度中起債見込額、6 千 2 6 0 万円、当該年度末現在高見込額、6 千 2 6 0 万円、起債償還の開始を令和 8 年度より予定しております。また、補足となりますが、令和 8 年 2 月議会において負担金の清算を予定しております。金額が決定した後、各市町へ返還する予定です。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5 番、伊東一成君。

伊東議員 3 千 2 6 0 万の歳入増額ですが、内容は組合債の発行になっています。今までは組合債の残高はなく、財政調整基金が約 2 億 2 千万円ある状況で、新たに組合債を発行する理由はこういったものでしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えします。まず。財政調整基金の在り方については、所管施設での不測の事態に備えるために確保しております。具体的には、火葬炉設備に不具合があった場合に 1 炉新設すると約 1 億円の費用がかかり、また、一般廃棄物最終処分場の水処理施設を運転して維持管理をしておりますが、一般廃棄物最終処分場の廃止までは 1 8 年から 2 0 年位かかる可能性があり、水処理施設を停止することができない

ため、水処理施設の管理費用として約１億円、合計約２億円は財政調整基金で確保しておきたいと考えています。今回の起債につきましては、長寿命化改修工事に活用可能な公共施設等適正管理推進事業債であり、令和８年度以降の起債償還にあたり、構成市町に対して交付税措置のある有利な起債となっています。財政部門からも交付税措置のある有利な起債を活用しながら毎年の負担金の平準化をしていただきたいという話がありましたので、今回組合債を計上させていただきました。

伊東議員

分かりました。

佐藤議長

他にございますか。

（「なし」の声）

佐藤議長

無いようですので、議案第４号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第５号、「匝瑳市ほか二町環境衛生組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長

議長。

佐藤議長

事務局長。

戸村事務局長

それでは、議案第５号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本案につきましては、近年の燃料費や物価の高騰に対応するため、令和８年４月１日より、別表、葬祭施設の使用料の一部を改正するものです。

３枚目の新旧対照表をご覧ください。

別表（第７条関係）葬祭施設の使用料

区分、火葬、１３歳以上の管内料金「１万円」を「１万５千円」とし、

区分、火葬、１３歳未満の管内料金「７千円」を「８千円」といたします。

区分、火葬、待合室追加使用料が明記されていなかったため、一室、管内料金、５千円、管外料金、１万円を明記させていただきました。

また、備考（１）の外国人登録原票につきましては、平成２４年７月９日

から新たな在留管理制度が導入されたことにより、外国人登録制度が廃止され、日本人と同じ住民基本台帳法に基づいて住民票が作成されることから、「住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている場合をいい」を「住民基本台帳に記録されている場合をいい。」といたします。以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 今回の条例改正というのは新旧対照表を見る限り、値上げということですが、今回のタイミングで値上げせざるを得なかった理由を伺います。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えします。令和7年度の予算査定時点で各市町の財政部門から歳入確保をお願いしたいという意見がありました。平成14年の開設当時から料金の改定をしていなかったため、昨今の燃料価格の高騰などを考慮して、料金の改定を提案させていただきました。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 火葬の管内料金、13歳以上が1万円から1万5千円、13歳未満が7千円から8千円に改定になっていますが、従前の火葬は管内の5倍、式場は管内の2倍の料金を求めており分かり易かったんですが、改正案では、管外料金は据え置きになっています。これは管内の方から見れば、管外が有利になるように配慮しているように見えてしまいます。なぜ、一緒に改定しないのかと疑問に感じると思います。この5倍、2倍のルールを破ってまで管外を据え置きたいという理由を教えてください。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えします。税負担をしていただいていない方が

利用する際に管外扱いとなりますが、千葉市より西側方面の方の火葬の際に火葬したくても火葬場の予約が混んでいて、管外料金でもいいから利用したいという事例は山桑メモリアルホールではほとんどなく、管外の利用者の予約が入ってしまうことが原因で予約枠が逼迫して税負担をしている管内の利用者の予約ができないという事例はありません。1日の火葬予約枠は最大8件ですが、8件入る日も年間で5日程度です。管内の葬祭業者に確認しても予約が取れなくて困っているというご意見はありません。どちらかというと、空いてる枠を管外が利用していただくことで利用率が上がるため、予約を逼迫させる原因にはなっていないので、現状では管外料金は据え置きにしたいと考えております。

伊東議員

議長。

佐藤議長

5番、伊東一成君。

伊東議員

新旧対照表に待合室追加使用料が追加されていますが、別欄に遺族控室（待合室）が従前からあります。2つ似た名称で紛らわしいと思いますが、この違いの説明をお願いします。

戸村事務局長

議長。

佐藤議長

事務局長。

戸村事務局長

ただいまのご質問にお答えします。従前からの遺族控室（待合室）というのは、式場棟にある式場利用の際に使用する部屋のことを指しております。今回の改正で追加したのは、火葬棟にある火葬の際に使用する待合室のことを指しております。それぞれ別の部屋の料金のことですが、明記されておらず分かりにくいと判断し、今回追加いたしました。

伊東議員

分かりました。

佐藤議長

他にございますか。

平山議員

議長。

佐藤議長

6番、平山政利君。

平山議員

管内13歳以上の火葬が1万円から1万5千円に値上がることで、年間の使用料の増収はどれくらいを見込んでいますか。

戸村事務局長

議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えします。管内13歳以上の火葬件数は年間で約1,000件ですので、5千円の増額の場合、年間で約500万円の増収の想定をしております。

平山議員 議長。

佐藤議長 6番、平山政利君。

平山議員 管外の13歳以上が5万円、13歳未満が3万5千円となっていますが、他の火葬場の料金設定はどうなっていますか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えします。まず、山桑メモリアルホールについては、13歳以上は、管内1万円、管外5万円。13歳未満は、管内7千円、管外3万5千円となっています。近隣の火葬場の料金を調べましたところ、山武郡市広域斎場は、12歳以上、管内1万5千円、管外5万円。12歳未満、管内8千円、管外2万6千円。北総斎場は、13歳以上、管内1万円、管外5万5千円。13歳未満、管内6千円、管外3万円。おみがわ聖苑は、13歳以上、管内1万5千円、管外6万円。13歳未満、管内1万円、管外4万円。みたま苑は、13歳以上、管内8千円、管外5万円。13歳未満、管内7千円、管外4万円。葬祭組合さくら斎場は、12歳以上、管内7千円、管外10万円。12歳未満、管内6千円、管外8万円。八富成田斎場は、12歳以上、管内無料、管外8万円。12歳未満、管内無料、管外7万円。となっております。

平山議員 議長。

佐藤議長 6番、平山政利君。

平山議員 説明を聞きますと、管内が1万5千というのは、他の火葬場と比べて高いのではないかと感じます。一方で管外は5万円ですが、他の斎場は高いところは8万円というのもあります。管内を据え置きにして、管外をもう少し値上げしたらどうかと思うんですが、管外を値上げることは検討されたんでしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えします。検討はいたしました、管外の利用者が来ることで管内の利用者の火葬予約ができないなど不利になっている状況はなく、5万円でも管外からの利用で収入を上げた方が有利ですので、現状では管外料金については、据え置きしたいと考えています。また、管内料金の値上げの理由としては、旧横芝町は山武郡市広域斎場の管内になり、管内は1万5千円、旧光町は山桑メモリアルホール of 管内になり、管内は1万円となっており、横芝光町の旧横芝町と旧光町の料金が管轄の斎場毎に金額差がある状況ですので、その金額の差の是正の意味があります。加えて、管内13歳以上を上げることが、最も増収に効果があると考えましたので、今回の提案とさせていただきました。

平山議員 分かりました。

佐藤議長 他にございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 無いようですので、議案第5号の質疑を打ち切ります。

日程第6、これより討論に入ります。討論の申し出はございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 討論の申し出がありませんので、討論を終結いたします。

日程第7、これより各議案の採決に入ります。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について)、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第3号、令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号について、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第4号、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第5号について、原案のとおり可決されました。

佐藤議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。

これをもちまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和7年8月定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

【閉会：午前10時55分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

佐々木 春子

会議録署名議員

行橋 千春

会議録署名議員

伊東 一成